鴻巣市地域防災計画

第２編　共通編

第2編　共 通 編

目　　次

第２編　共通編 53
第１章　災害予防・被害軽減 53
第１節　防災都市づくり 53
第２節　災害情報の収集伝達体制の整備 57
第３節　火災予防 61
第４節　水害予防 63
第５節　土砂災害予防 65

第２章　市民の安全確保に対する備え 67
第１節　避難に対する備え 67
第２節　救急・救助に対する備え 72
第３節　医療救護活動に対する備え 73
第４節　要配慮者の安全確保 75
第５節　帰宅困難者支援への備え 81

第３章　市民の災害時の生活安定に対する備え 83
第１節　食料・生活必需品等の備蓄・調達 83
第２節　応急給水体制の整備計画 86
第３節　環境衛生に対する備え 87
第４節　住宅確保に対する備え 91

第４章　事業所等の事業継続に対する備え 93
第１節　事業所等における防災組織等の整備 93

第５章　応援・受援計画 96
第１節　国からの支援受入れ 96
第２節　地方公共団体からの支援受入れ 98
第３節　ボランティアの受入れ 100
第４節　公共的団体からの支援受入れ 101
第５節　店舗など事業者との協力 102
第６節　災害応援 103

第６章　災害復旧・復興対策 108
第１節　生活再建等への支援 108
第２節　迅速な災害復旧 116
第３節　計画的な災害復興 120

第７章　複合災害対策 122
第１節　予防・事前対策 124
第２節　応急対策 126

第２編　共通編

本編は、風水害、地震災害等のあらゆる災害に対して強いまちをめざし、防災都市づくりをはじめとした災害を未然に防ぐための予防対策、災害が発生した場合に、市民の安全の確保や災害時の生活を確保するための備え、各種災害の状況に応じた広域的な応援体制の整備、広域的な応援を受け入れるための計画、災害発生後の生活再建や復旧・復興対策、大規模な複合災害に対する備えを計画する。

第１章　災害予防・被害軽減

第１節　防災都市づくり

災害による被害を最小限にとどめるため、市街地の整備にあわせ、公園の確保、道路の拡幅、街路樹の設置、緊急輸送道路や延焼遮断空間の確保に努め、防災都市づくりを推進する。

第１　防災都市づくりの推進

１　災害に強い市街地の形成

（１）都市計画マスタープランへの位置づけ

市の都市計画マスタープランに「防災都市づくり」の推進を位置づけ、防災と都市の将来像の関係を明確にし、災害に強い安全なまちづくりの具体化に努める。

都市計画課

（２）市街地の整備等

災害に強い安全で快適な都市を形成するため、市は、関係機関と連携し、土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市防災総合推進事業、密集市街地の改善及び拡大の防止、地区計画の活用等により、市街地の整備に努める。

市街地整備課

（３）防火・準防火地域の指定促進

市街地等、火災の延焼の危険性が高い地域を中心に、地域の状況を勘案し、効果的な防火・準防火地域を指定し、建築物の耐震不燃化を促進する。

都市計画課

都市計画課
市街地整備課
道路課
建築住宅課

（４）防災空間等の確保

農地、樹林地、河川等の自然空間、広幅員道路、公園等の都市施設は、火災時の延焼遮断帯となるため、自然空間の保全、確保に努めるとともに、市街地の整備に併せ、道路の拡幅、公園の整備、街路樹の設置等に努める。

また、指定避難所、補助避難所、福祉避難所、指定緊急避難場所、一時（いっとき）集合場所、避難路の安全対策、緊急輸送道路に指定されている道路周辺の建物等耐震不燃化、狭幅員道路の拡幅、ブロック塀の倒壊防止等を促進する。

２　建築物・構造物の安全化

資産管理課
建築住宅課
施設管理者

（１）公共施設の安全化

公共施設は、不特定多数の人が利用するため、特に安全性を確保する必要がある。市は引き続き、安全性を確保する措置をとる。

また、施設内の備品等の転倒防止対策を実施する。

市営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な改善等を実施し、安全化に努める。

新たに整備する公共施設については、災害に対する安全性や防災拠点機能、さらに環境に配慮した電源や燃料の多重化により施設の強靱化に努める。

建築住宅課

（２）一般建築物の安全化

一般建築物の耐震化等安全対策については所有者の責務として行うものとする。平成１２年以前の木造住宅（２階建以下）については、市の支援制度に基づき耐震診断や耐震改修に補助するなど、必要な助言、指導、支援を行う。その他の建築物については、国・県の支援措置や税の優遇制度の周知、活用を促進する。

また、市は、建物所有者が家具の転倒防止など安全対策を実施するよう普及啓発に努める。

道路課
鉄道事業者
国
県

（３）交通施設の安全化

市、県、国等の道路管理者は、道路・橋りょう等の点検を実施し、耐震化、長寿命化の見地から、必要に応じて老朽箇所、危険箇所の補強、改善を図る。

また、鉄道事業者は、設計基準により、施設の安全化を図るとともに、施設の検査、定期点検を実施する。

（４）ライフライン施設の安全化

水道課
下水道課
ライフライン事業者

上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン事業者は、耐震補強（設備更新）、代替施設の整備等により、管理する施設の安全化に努めるとともに、施設の検査、定期点検を実施する。

３　宅地等の安全対策

建築住宅課
県

県及び市は、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査を行う。

さらに、県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

４　空き家対策

建築住宅課

市は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

第２　市民による防災都市づくりの推進

危機管理課
消防本部

市民は、災害に強い地域づくりを担う一員として、住宅の火災、地震、水害、風害等に対する安全対策を実施するとともに、ガス器具、電気器具等の安全装置、火災警報器、消火器の設置等に努める。また、家具、ブロック塀等の転倒防止、地下室等への水の流入防止に努める。

第３　落下物などに関する対策

１　窓ガラス等の落下防止対策

建築住宅課

市は、関係団体と連携して、窓ガラス、外壁タイル及び看板の落下防止に係る対策の普及及び啓発を行い、県の定める緊急輸送道路、避難所の周辺の窓ガラス等の安全性が確保されていないときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導を行う。

２　ブロック塀の倒壊防止対策

建築住宅課

市は、関係団体と連携して、ブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行うとともに、緊急輸送道路、避難所の周辺のブロック塀の安全性の確保に関する実態の把握に努め、安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言を行う。

３　自動販売機の転倒防止対策

危機管理課

市は、関係団体と連携して、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行うとともに、緊急輸送道路、避難所の周辺の自動販売機の安全性の確保に関する実態の把握に努め、安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言又は勧告を行う。

第４　地盤の安全対策

１　液状化対策

危機管理課

市は、県と連携し、液状化に関する情報の公表に努める。

２　地盤沈下対策

危機管理課
環境課

法律及び県生活環境保全条例等により、地盤沈下の原因である工業用水等の地下水からの採取を規制し、地下水の安定化を図る。

第２節　災害情報の収集伝達体制の整備

迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、災害・被害に関する情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理する必要があるため、総合的な災害オペレーション支援システムの構築、情報収集・伝達体制の整備を図る。

第１　情報通信設備の整備

大規模な災害が発生した場合、通常の通信設備が使用不能となるおそれがあるため、種々の通信設備の整備に努める。

１　情報伝達体制の整備

危機管理課
秘書課
ICT 推進課

市は、避難所、公共施設、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報及び緊急地震速報等を迅速に伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線、アマチュア無線、防災ラジオ、広報車、ラジオ、市ホームページ、登録制メール、緊急速報メール、SNS、Ｌアラート等を有効的に活用する。

２　市防災行政無線の強化

危機管理課

市は、必要に応じて防災行政無線設備の拡充により、順次、防災行政無線の聞き取りにくい地域の解消に努めるとともに、防災行政無線による情報を高齢者等が確実に把握できるよう、防災ラジオの設置促進に努める。

また、消防庁からの災害に関する情報を瞬時に市民へ提供できるよう、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を活用する。

３　県の行う情報通信設備の整備との連携

危機管理課
ICT 推進課
県

県は、県全域の広域的な被害状況を把握するため、次のシステムの整備及び導入を図ることとしている。そこで、市は、当該システムの整備及び導入に協力するものとする。

- 埼玉県災害オペレーション支援システム
- 震度情報ネットワークシステム
- 埼玉県防災行政無線システム（地上系、衛星系）
- 防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターからの映像電送システム
- 県土整備部川の防災情報システム
- 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）
- 緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Ｎｅｔ）
- 気象庁や国土交通省等の各種災害通報システム

危機管理課
ICT 推進課

４　情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的に実施する。

第２　情報通信設備の安全対策

災害時においても防災情報通信設備が十分機能し活用できるよう、市は、安全対策を実施する。

ICT 推進課
危機管理課
資産管理課
健康づくり課
福祉課
介護保険課
障がい福祉課

１　非常用電源、非常用通信手段等の確保

停電や屋外での活動に備え、自家用発電設備やバッテリー及び可搬型電源装置等の無停電電源装置の確保を進め、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう体制を整備し、定期的なメンテナンスを行う。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

あわせて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

ICT 推進課

２　転倒防止対策

災害時に情報通信設備が確実に使用できるよう、各種機器の転倒防止対策を行うとともに、周辺の備品の転倒により機器が使用不能とならないよう、周辺の備品等に対しても転倒防止対策を実施する。

ICT 推進課

３　浸水防止対策

多くの一般的な情報通信設備は、耐水性能を有していないため、浸水により機器が使用不能とならないよう、水害に備え、想定される浸水深を考慮し設置する。

ICT 推進課
危機管理課

４　通信回線のバックアップ

通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。また、災害時に市庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるよう、バックアップコンピュータを別の場所に設置する等、バックアップ体制の整備に努める。

第３　情報収集・伝達体制の整備

１　市内の情報伝達体制の強化

危機管理課
秘書課

市は、災害時に迅速に情報を収集・伝達できるよう、マニュアルの整備により、誰がどのような情報を収集するかを明確にし、組織的な情報の収集・伝達体制の整備を図る。

また、自主防災組織、市民への情報伝達を円滑に行えるよう、情報の伝達システムの整備に努める。

２　国及び県への報告体制の強化

危機管理課

市は、災害時に国及び県と円滑に連携が図れるよう、市の連絡責任者、県に報告すべき情報、連絡先、連絡方法、様式等必要な事項を明確にしておく。

３　防災関係機関との連携強化

危機管理課

市は、ライフライン関係機関をはじめ、防災関係機関が所管する施設等の被害に関する情報、応急対策の実施状況に関する情報が災害時に円滑に得られるよう、防災関係機関との連携強化に努める。

４　気象情報の伝達体制の整備

危機管理課

市は、必要に応じ、防災行政無線等の通信手段を用いて、市民及び防災関係機関に注意報、警報などの気象情報を伝達するため、これらの情報が、確実に伝達できるよう、伝達体制の整備に努める。

５　緊急地震速報の発表等

危機管理課

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（本市は埼玉県北部）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が６弱以上のものを特別警報に位置付けている。

市は、熊谷地方気象台とも連携し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

第４　情報処理・分析体制の整備

１　情報処理・分析体制の整備

危機管理課
ICT 推進課

災害時は、情報の不足や不確実な情報による混乱が発生する可能性があるため、災害時に円滑に情報処理・分析が行えるよう、事前に準備すべき情報、災害時に必要となる情報を整理しておく。

災害時に必要となる情報	観測情報	地震計等からの情報
	被害情報	物的被害、人的被害、機能被害に関する情報
	措置情報	県、市町村、防災関係機関の行う対策に関する情報
	生活情報	ライフライン等生活に関する情報
事前に準備すべき情報	地域情報	地形、地質、人口、建物、公共施設等の情報
	支援情報	防災組織、対策手順、基準等の情報

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

２　災害情報データベースの整備

危機管理課
道路課

市は、日ごろから災害に関する情報を収集蓄積するとともに、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等の必要なデータが災害時に活用できるよう、地理情報システム（GIS）の活用等により、災害情報データベースの整備に努める。

第３節　火災予防

災害時の火災、特に地震発生時の火災は気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日ごろから出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

第１　出火の防止・施設の安全対策

１　一般火気器具等からの出火防止

危機管理課
消防本部

市民に対し、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具の周囲に可燃物を置かないこと等の安全対策に関する啓発に努めるとともに、自動ガス遮断装置、住宅用火災警報器等の設置の普及に努める。

２　化学薬品からの出火防止

危機管理課
消防本部

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、転倒、容器の破損により、混合混触発火、自然発火等、出火する危険性があるため、管理者は、転倒防止の措置、化学薬品の分離保管等、適切な管理を行う。

３　危険物取扱施設等の安全化

危機管理課
消防本部
県

市、県及び消防本部は、消防法及び関係法令に基づく危険物取扱施設、毒劇物取扱施設、火薬類取扱施設の実態把握を行うとともに、事業所等に対し、安全対策、安全管理に関する指導の強化、普及啓発に努める。

事業所等は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

４　文化財の安全化

危機管理課
消防本部
生涯学習課
県

市、県及び消防本部は、文化財の安全を確保するため、管理状況を調査し、安全管理に関する指導の強化、普及啓発に努める。

５　感震ブレーカー設置の普及

危機管理課
消防本部
県

市、県及び消防本部は、電気火災の発生を抑制するため、感震ブレーカーの普及促進のための広報に努める。

第２　消火・消防体制の強化

１　初期消火体制の強化

危機管理課
消防本部

火災の延焼による被害を防止するためには、初期消火が非常に重要であるため、防災訓練、広報紙等により、市民、自主防災組織、民間防火組織、地域等による消火器消火、バケツリレー等の重要性を啓発し、初期消火体制の強化に努める。

２　消防体制の強化

危機管理課
消防本部

消火活動の中心となる消防本部においては、訓練、研修等により職員の充実強化に努めるとともに、消防本部の定める消防計画に基づき必要な施設及び消防資機材の機能強化と計画的な整備・更新に努める。市は、消防水利（消火栓、防火水槽）の充実を図り、消防体制の強化に努める。

また、大規模な災害が発生した場合は、他市町村、他県等の応援が必要となるため、災害時に円滑に応援が受けられるよう、協定等の締結を行い連携体制の強化に努める。

３　消防団の強化

危機管理課
消防本部

市は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団への加入促進及び事業者の協力を要請する。

消防団員に対しては、装備や処遇の改善、教育訓練等を充実する。

女性消防団員に対しては、防災広報の担い手として、学校教育や社会教育等の場での防災教育の推進役を果たせるよう支援する。

また、中長期的な視点に立った計画的に推進していく取り組みとして、消防団に必要な消防資機材の整備を図るとともに、消防団機械器具置場、ポンプ自動車等の計画的な更新を図り、消防団の機能強化に努める。

４　その他消防組織の強化

危機管理課
消防本部

市は、出火防止、初期消火、避難に関する訓練、広報を通じて、自主防災組織等の強化に努める。

５　防火管理者の配置

危機管理課
消防本部

火災などの未然防止や災害時に被害を最小限に止めるため、消防関係機関は、消防法に基づき、一定規模以上の建物への防火管理者の配置を徹底させるとともに、一定規模未満の建物についても防火管理者を選任するよう、指導等に努める。

第４節　水害予防

水害による被害を未然に防止するため、県、関係機関と連携し、河川整備の促進、雨水の流出抑制、排水路改修、下水道の整備等を推進する。

また、熊谷市、行田市とともに荒川北縁水防事務組合を組織しており、水害の発生に備えた体制の整備・充実に努める。

第１　河川・水路の整備

１　河川整備の促進

市は、河川の実態等を調査し、必要に応じて河川管理者に対し、河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸等の河川整備を促進する。　道路課

２　排水路・調整池の整備・管理

市は、自ら管理している排水路や調整池の適正な維持管理に努めるとともに、市街地の雨水排水対策として、河川管理者や下水道事業と連携し、排水路等の整備や改修事業を進める。　道路課　下水道課

第２　内水対策の推進

１　下水道等の整備促進

下水道の基本的な役割の一つとして、雨水の排除による浸水の防除がある。下水道管理者は、下水道の雨水管渠や貯留施設の整備を推進する。　下水道課

２　雨水出水浸水想定区域の指定

市は、水防法の規定に基づく雨水出水浸水想定区域を指定する。　下水道課

なお、指定に伴い、雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対し、雨水出水に関する情報の伝達方法や避難場所、避難経路、避難訓練に関する事項等について、適切な指示を行うこととする。

３　内水ハザードマップの周知・啓発

市は、被害の軽減を図るため、大雨による浸水（内水氾濫）の被害を想定し、指定した雨水出水浸水想定区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップについて作成し、住民に周知・啓発を行う。　下水道課

第３　水防体制の強化

１　水害対応マニュアルの整備

危機管理課

水害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、マニュアル等を整備し、体制の強化に努める。

また、国、県、関係機関と連携し、気象、水位等の水防に必要な情報の連絡体制の強化に努める。

２　危険箇所等の周知

危機管理課
秘書課

市は、ハザードマップ・広報紙等により、水害に関する危険区域等を市民に周知するとともに、併せて、水害のおそれがある場合、水害が発生した場合等の対応・注意点等を周知する。

３　適切な避難行動に関する普及啓発

危機管理課
秘書課

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることできる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

市は、ホームページ「マイ・タイムラインを作成しましょう」で公開しているマイ・タイムラインの様式を活用して、マイ・タイムライン作成に関する普及・啓発に努める。

また、令和８年５月２９日より気象庁が発表する防災気象情報が見直された。防災気象情報が避難情報の５段階の警戒レベルに対応し、避難の判断がしやすくなった。市は、この変更について、周知・啓発に努める。

【主な変更点】
〇災害名ごとに統一の防災気象情報名に
〇警報・注意報の情報名の前に「レベルの数字」を付記
〇河川氾濫の危険度の伝え方を変更（特別警報の新設など）
〇「警戒レベル４相当」の情報を「危険警報」として発表

４　防災意識の向上

危機管理課

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第５節　土砂災害予防

市には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号、以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、平成 25 年 1 月に知事から指定された土砂災害警戒区域が４か所、土砂災害特別警戒区域が３か所ある。

市は、市民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれがある急傾斜地崩壊等の土砂災害に対して、あらかじめ災害を予防するための対策を講じる。

第１　土砂災害防止法の概要

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害のおそれがある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備等、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するために定められた。

◆市内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

区分	定義	名称・所在地
土砂災害 警戒区域	土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る区域	下間－１・滝馬室下間 下間－２・滝馬室下間 水下－１・滝馬室水下 水下－４・滝馬室水下
土砂災害 特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じて住民に著しい危害が生じるおそれのある区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。	下間－２・滝馬室下間 水下－１・滝馬室水下 水下－４・滝馬室水下

注：土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域に指定された区域内にある。
指定日：平成 25 年 1 月 22 日

第２　土砂災害警戒区域における予防対策

市は、以下の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

１　防災意識の向上

危機管理課

土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。

２　防災訓練の実施

危機管理課

土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を実施するとともに、県が実施する合同防災訓練への参加を促す。

道路課

３　前兆現象の早期発見

土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。

第２章　市民の安全確保に対する備え

第１節　避難に対する備え

災害により住家が倒壊・焼失した被災者や被害の危険性が迫った市民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難体制の整備を図る。

第１　避難所等の指定・整備

１　指定避難所及び指定緊急避難場所、避難路の指定

危機管理課
道路課

市は、地域性、施設及び周囲の安全性、被害想定をふまえた収容人員等を考慮し、指定避難所、補助避難所、福祉避難所、指定緊急避難場所を指定する。

また、安全な避難を確保するため、市民にわかりやすい通学路を避難路に指定するとともに、その他周辺状況をふまえ、幹線道路等についても避難路としての指定に努める。指定避難所及び指定緊急避難場所の標識表示にあたっては、日本工業規格に基づく図記号を使用して、災害の種別に対応した表示にするよう努める。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

◆指定避難所等の種別

種別	機能	施設
指定避難所	災害時に、住宅の焼失、倒壊等により生活の場を失った者への収容・保護及び一時的にも生活が可能となる施設	小学校 （洪水時は校舎の２階以上の場合がある）
補助避難所	指定避難所が収容困難となった場合に活用する代替施設、又、災害の種別に応じて必要と認めた場合に開設する施設	中学校、高等学校等 （洪水時は校舎の２階以上の場合がある）
福祉避難所	指定避難所や補助避難所での避難生活に大きな支障のある要配慮者のための避難所として、状況に応じて必要と認めた場合に開設する施設	公民館、福祉施設等 （洪水時は施設の２階以上の場合がある）
指定緊急避難場所	地震、洪水、内水氾濫、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避のため使用する場所	公園 （洪水時は使用できない場所がある）
一時（いっとき）集合場所	災害の確認や指定避難所、指定緊急避難場所に避難する前に、地域の住民が集まり、安否確認等を行う場所。集会所や寺社、小規模公園等を自治会と自主防災組織が指定する。	
避難路	避難する際に利用する道路で、市が指定に努める。	
避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。	

危機管理課
教育総務課

２　指定避難所及び指定緊急避難場所の整備

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所等の安全性を確保するため、施設の耐震・不燃化、水害に対する強化等に努める。

また、指定避難所については、避難生活に必要な物資等の備蓄を行うとともに、避難生活の長期化、気候変動による猛暑、感染症対策等を踏まえ、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。福祉避難所については、要配慮者にも配慮した物資等の備蓄に努める。

【避難生活に必要な物資の例】

食料、飲料水、マスク、消毒液、毛布等

【施設・設備の例】

仮設トイレ、自動ラップ式トイレ、屋外照明設備、マット、非常用電源、テレビ、ラジオ、懐中電灯、救急・救助用具、土のう袋、杭、シート、移動系防災行政無線等の通信機器、洋式トイレ、段ボールベッドなど

第２　避難体制の整備

危機管理課
秘書課

１　指定避難所及び指定緊急避難場所の周知

市は、広報紙、防災マップ等により、市民に対し指定避難所及び指定緊急避難場所、避難路、災害危険箇所等（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在の周知徹底を図るとともに、案内板、標識等を設置し、来訪者に対しても周知に努める。

なお、指定避難所や指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

危機管理課
教育総務課

２　マニュアル等の整備

市は、災害時に円滑に避難誘導が実施できるよう、避難計画を作成するとともに、避難所の開設・運営・閉鎖等の管理運営を定めたマニュアルを整備し、関係機関への周知徹底に努める。

マニュアルの内容は、県の「避難所の運営に関する指針」「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」に基づき作成する。

なお、指定緊急避難場所や避難所への避難では、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

３　地域との連携強化

危機管理課
自治振興課

地域の自主防災組織及び自治会は、一時集合場所を定め、地域住民の安全確保、安否確認等に努める。

住民の避難誘導、住民の自主避難においては、自主防災組織、自治会等の地域との連携が不可欠であるため、市は地域との連携の強化に努める。

４　防災上重要な施設の避難体制の強化

（１）学校

学校管理者

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日ごろから避難訓練を実施し、園児、児童、生徒に災害時の行動について周知する。市は、私立学校等に対して、公立学校等の取組に準じて自主的に避難計画を作成するよう助言する。

なお、学校等は、消防署、警察署、市及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

（２）病院

医療施設管理者

病院管理者は、市及び消防機関と協力して患者を他の医療機関または安全な場所へ避難させる場合を想定した、収容施設の確保、搬送の実施方法などに関する計画を定める。

計画の策定時には他の医療機関や市の保健福祉部局と調整を図り、一体的な計画となるよう留意する。

（３）高齢者、障がい者、児童施設など

危機管理課
福祉課
障がい福祉課
介護保険課
福祉施設管理者

高齢者、障がい者及び児童施設等施設管理者は、市の防災担当及び福祉担当・介護保険担当・障がい福祉担当と協力し、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等に関する計画をあらかじめ定める。

計画の中には施設入所者の状態及び必要な援護方法などの整理に関して記載し、避難誘導・移送が円滑に行えるよう準備する。

（４）高層住宅

危機管理課
管理組合

高層住宅の管理組合や自主防災組織は、市の防災担当と協力し、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等に関する計画をあらかじめ定める。

施設等の管理者

（５）大規模集客施設及び駅など

大規模集客施設や駅などの管理者は、不特定多数が出入りする施設であることに留意し、それぞれの地域特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに広報案文などに関する計画をあらかじめ定める。

施設等の管理者

（６）工場、危険物保有施設

工場、危険物保有施設の管理者は、従業員、住民の安全確保のための避難方法、市、警察署、消防署との連携等に関する計画をあらかじめ定める。

危機管理課

５　誘導体制の整備

市は、災害時に円滑に住民を避難できるよう誘導体制の整備に努める。なお、誘導に当たっては、一時集合場所又は指定緊急避難場所から指定避難所へと段階的な避難を行うことを原則とするが、水害などの場合には、高い建物への移動や建物内の安全な場所での待避を含め、災害の種別、事象に応じて、命を守るための行動が柔軟にとれるような備えに努める。

また市は、過去の災害の教訓を踏まえ、市民が災害から自らの命を守るためには，市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要であり、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

第３　避難指示等の発令基準の周知

危機管理課

市は、大雨及び土砂災害に関する注意報、警報について住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す避難指示等の判断・伝達マニュアルを整備する。

また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努めるとともに、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難に当たっては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は住民等への周知徹底に努める。

○ 洪水等に対する住民の警戒避難体制

市は、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、レベル３氾濫警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、氾濫警報の危険度分布等に

より具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して発令したり、屋内での安全確保措置の区域を示して発令したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、国及び県から必要な助言等をもらいながら、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

○ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制

市は、レベル４土砂災害危険警報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、国及び県から必要な助言等をもらいながら、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

○ 気象防災速報

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。レベル５大雨特別警報が発表された場合など、外出することが危険な時は、垂直避難などの緊急安全確保を促す。

第２節　救急・救助に対する備え

市は、災害時における救急・救助活動が円滑に行えるよう、消防関係機関、医療関係機関、自主防災組織等と連携を図り、救急・救助活動体制の整備に努める。

第１　救急・救助体制の整備

１　救急・救助資機材の整備と訓練

危機管理課
消防本部

市と消防本部は、互いに協力して各消防署、消防団機械器具置場及び自主防災組織における救急・救助資機材などの整備を行う。消防本部は、消防団員及び市民・事業所に対する救急・救助訓練を実施する。

２　高層建築物などに関する救急・救助体制の整備

危機管理課
消防本部

市と消防本部は互いに協力して、高層建築物などに関する救急・救助活動に関し、消防法に定める防火管理者と自治会長に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制強化に努める。

第２　傷病者の搬送体制の整備

１　緊急車両等による搬送体制の整備

消防本部

災害時においては、多くの負傷者の発生が予想されるため、消防本部は、救出及び救助した負傷者の搬送体制の強化に努める。

２　ヘリコプターによる搬送体制の整備

危機管理課
消防本部

重症者の緊急を要する搬送においては、ヘリコプターによる搬送も必要となることから、市は、ヘリコプターによる搬送の要請方法、場外離着陸場の設置場所等、必要な事項を定めておく。

３　災害時広域医療搬送体制への対応

危機管理課
消防本部
県

県では、大規模災害発生時に県内における医療救護能力を超える負傷者の発生や、医療機関自体の被災による著しい医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは十分対応できない場合に備え、災害時広域医療搬送計画に基づき、被災地外の医療機関に負傷者を迅速に搬送できる体制を整備している。

また、平時において、DMAT、自衛隊の派遣依頼の手続き等について確認し、緊急時に迅速に対応できよう努める。

第３節　医療救護活動に対する備え

大規模な災害が発生した場合、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想される。

そのため、初期医療体制、後方医療機関及び広域的な保健医療の応援体制について整備を図るとともに、自主防災組織等による救護活動の体制の整備に努める。

第１　初期医療体制の整備

１　関係機関との連携強化

健康づくり課

市は、災害時における医療救護活動が円滑に行えるよう、平時から医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等の医療関係機関と連携を図り、医療救護活動体制の整備に努める。

大規模な災害が発生した場合の医療救護活動は、医療機関の診療機能が残存している場合には医療機関で行うことを原則とするが、傷病者が多数の場合、もしくは医療機関が被災して機能していない場合には、医療救護所を設置して医療活動を行うため、医療救護所設置予定場所をあらかじめ指定するとともに、必要な資機材の整備に努める。

２　医薬品等の確保

健康づくり課

市は、医療救護所の設置に備え、医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるとともに、市内の販売業者、薬剤師会等と連携し、ランニング備蓄の推進を図る。

また、災害時に医薬品、医療資機材等を提供してくれるよう、市内の販売業者、薬剤師会との協力体制の整備に努める。必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、県、医師会、協定締結市町村等に医薬品の供給要請を行うため、それらの関係機関との体制の整備に努める。

さらに、災害時には特にトリアージの実施が重要となるため、トリアージタッグや筆記用具など消耗品を確保しておく。

３　応急救護能力の強化

危機管理課
健康づくり課
消防本部

大規模な災害が発生し、多数の負傷者が発生した場合、または道路等に被害が発生し交通が麻痺した場合、医療機関による十分な医療活動が行われないおそれがあり、自主防災組織・市民等による応急手当が重要となる。

そのため、市は消防本部、医療機関と連携し、応急救護に関する講習会等を実施し、止血、人工呼吸、AED 等の応急救護の普及に努める。

第２　応援体制の整備

健康づくり課
消防本部

大規模な災害等により、医師・医薬品等の不足により市内の医療機関で対応できない場合、後方医療機関にて重症者等を受け入れ、治療及び入院等の救護を行ってもらうため、市は県、赤十字に応援を要請することになる。そのため、あらかじめ災害時に迅速かつ円滑に要請できるよう、要請方法等の整備を図る。

なお、後方医療機関は、災害拠点病院を中核とし、県立病院、（独）国立病院機構の病院、公立病院等の地域の中心的な病院であり、災害による傷病者の受入れのほか、既存入院患者などの治療の継続や救護班の派遣を行うものである。

また、市は、県が指定している災害拠点病院に関し、診療科目や病床数などを把握しておき、緊急時の搬送方法についても検討する。

災害拠点病院区分	病院名	所在地
基幹災害拠点病院	川口市立医療センター	川口市西新井宿 180
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5
地域災害拠点病院	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847
	北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1
	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50
	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460
	防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2
	埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5
	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1
	行田総合病院	行田市持田 376
	社会医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1
	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1
	草加市立病院	草加市草加 2-21-1
	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38
	さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1
	上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10
	医療法人徳洲会羽生総合病院	羽生市下岩瀬 446
	埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2
	戸田中央総合病院	戸田市本町 1-19-3
	埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680

第４節　要配慮者の安全確保

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者、また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者は、災害の発生時において被害を受ける危険性が高いため、これらの要配慮者等の安全確保対策を推進する。

また、要配慮者の中で、自ら避難することが著しく困難である者（「避難行動要支援者」という。）については、特に災害時の避難支援や安否確認等が重要になる。

このため、市は、災害時において、要配慮者はもとより避難行動要支援者の安全確保に対する備えを進める。

第１　基本的対策

１　用語の定義

（１）概要

要配慮者	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
避難支援等関係者	避難行動要支援者の避難支援を行う地域の関係者

（２）避難行動要支援者

この計画の避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、次に掲げるものであって市内に住所を有し災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であるものとする。ただし、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしている場合はこの限りでない。

① 重度要介護認定者	介護保険の要介護認定で、要介護３以上であるもの
② 身体障がい者	身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が２級以上であるもの
③ 知的障がい者	療育手帳の交付を受け、障害の程度がⒶ及びＡであるもの
④ 精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、１級以上であるもの
⑤ 難病患者	手帳を所持していないが、避難支援を必要とするもの
⑥ 75 歳以上のひとり暮らし及び 75 歳以上のみの世帯であるもの	
⑦ 前６号のほか、避難行動要支援者として市長が認めたもの	

（３）避難支援等関係者

この計画の避難支援等関係者とは次に掲げるものとする。

① 埼玉県央広域消防本部	⑥ 鴻巣市自治会連合会
② 鴻巣市消防団	⑦ 市内自主防災組織
③ 埼玉県警察鴻巣警察署	⑧ 指定特定相談支援事業者等
④ 鴻巣市民生委員・児童委員協議会連合会	⑨ 指定居宅介護支援事業者等
⑤ 鴻巣市社会福祉協議会	⑩ 前９号のほか、避難支援等関係者として市長が認めたもの

２　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備と活用

福祉課
危機管理課

（１）名簿の整備

市は、避難行動要支援者に対する避難支援体制の整備に活用するため、平時から市が所有する個人情報に基づき、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、毎年更新する。

また、名簿登載者の同意を得て、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。転入等の事由により、新たに避難行動要支援者となったものに対しても同様とする。

なお、避難支援等関係者に対し名簿を提供する際、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう周知徹底する。

（２）個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難支援等関係者と連携して、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難、方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

また市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

３　平時における支援体制

福祉課
危機管理課
自治振興課

自治会や自主防災組織は、隣近所で声を掛け合うなど、日ごろからコミュニケーションづくりや避難行動要支援者の支援体制づくりに努める。

４　避難支援に関する備え

福祉課
危機管理課
自治振興課

災害発生時及び災害発生のおそれのある場合に、市から避難情報の伝達を受けた民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等はお互いに連携し、避難行動要支援者への情報伝達や安否確認のほか、避難支援の方法等を周知する。

- 避難行動要支援者が避難所等の安全な場所に避難できるよう支援を行う。
- 避難支援者が、避難行動要支援者に危険が迫っていると判断した場合は、市からの避難情報伝達の有無に関係なく、安否確認や状況に応じて避難支援等を実施する。
- 避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施する。

なお、市は、避難支援等関係者の被災状況によって、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となる恐れがあることを、十分に避難行動要支援者の理解を得るよう、周知する。

また、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

さらに、外国人に対する災害時の円滑な避難支援のため、通訳や翻訳のボランティア等を行う関連団体の情報収集に努める。

５　バリアフリーの推進

危機管理課
都市計画課
道路課
県

市及び県は、災害時に車いす使用者等が円滑に避難できるよう、路面の段差の解消、有効幅員の確保等、バリアフリーの推進に努める。また、避難所等を示す防災標識の設置においては、明るく大きめの文字を用いる等、要配慮者に配慮する。

６　避難所運営体制等の整備

危機管理課
福祉課
学校支援課

市は、避難に関する情報伝達において、要配慮者等に十分配慮する。

また、避難所においては、一般の避難者と施設を別にする、物資の供給を優先的に行う、配給品目に十分留意する等、要配慮者が良好に避難生活を送れるよう、体制の整備等に努める。

健康づくり課
福祉課

７　相談体制の確立

要配慮者は、被災により身体及び精神的な負担を受けやすいため、被災した要配慮者に対して、メンタルケア、各種相談等に的確に対応できるよう、医師・看護師・保健師・教育関係者・福祉関係者・相談援助職等の専門職員と平常時からの連携を深め、災害時に状況に合った相談体制が取れるよう支援体制の整備に努める。

第２　社会福祉施設等入所者の対策

福祉課
介護保険課
障がい福祉課
保育課
こども応援課
施設管理者

１　社会福祉施設の安全確保

社会福祉施設の入所者の安全を確保するため、関係機関と連携し、施設の耐震不燃化等の安全対策を促進するとともに、洪水浸水想定区域等に立地している社会福祉施設に対して、積極的に危険に関する情報を提供し、防災体制の強化に努める。

施設管理者

２　マニュアル等の策定

施設管理者は、大規模な災害の発生も想定したマニュアルを策定し、緊急時の職員の初期対応、指揮命令系統等を明確にするとともに、職員及び入所者への周知徹底を図る。また、入所者に対する高齢者等避難の提供方法、避難誘導方法等を定めた避難支援プランを策定する。

福祉課
介護保険課
障がい福祉課
保育課
こども応援課
施設管理者

３　緊急連絡体制の整備

市は、施設管理者が安全に避難対策等を実施できるよう、災害、被害、応急対策等に関する情報を迅速に提供できる体制の整備を図る。

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応できるよう、職員の緊急連絡網等を整備するとともに、入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう、入所者の緊急連絡網を整備する。

施設管理者

４　避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、入所者の所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

福祉課
介護保険課
障がい福祉課
保育課
こども応援課
施設管理者
県

５　施設間の相互支援体制の確立

市及び県は、施設等管理者と協力して、施設が被害を受け使用できない場合の対応として、入所者の他の施設への一時避難・移送等、施設の相互支援体制の整備に努める。

施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

６　被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

福祉課
施設管理者

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

７　食料・防災資機材等の備蓄

施設管理者

施設管理者は、災害時に備えあらかじめ食料・防災資機材等の備蓄を行う。

・非常用食料（老人食等の特別食を含む。）	３日分
・飲料水	３日分
・常備薬	３日分
・介護用品（おむつ・尿とりパッド等）	３日分
・非常用照明器具	適宜
・非常用熱源（卓上コンロ、固形燃料、炭・薪など）	適宜
・移送用具（担架、車いす、ストレッチャー、リヤカー等）	適宜

８　防災教育及び訓練の実施

施設管理者

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し防災教育を実施し、防災に関する知識・意識の向上を図るとともに、市・消防機関・地域住民・自主防災組織等と連携し防災訓練を実施する。

９　地域との連携

施設管理者

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会・自主防災組織・ボランティア団体・学校等との連携に努める。また、災害時における災害ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市との連携に努める。

第３　外国人への対策

１　外国人の所在の把握

市民課

市は、県と協力して、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、外国人の人数や所在の把握に努める。

２　防災基盤の整備

危機管理課

市は、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。また、市は、案内板のデザインの統一化について検討を進める。

自治振興課
危機管理課

３　防災知識の普及・啓発

市は、県と協力して、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会、外国人雇用事業所等、様々な交流機会、受入れ機関などを通して配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、ガイドブック、インターネット等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

危機管理課
県

４　防災訓練への参加

市及び県は、外国人の防災に関する行動認識を高めるため、外国人が防災訓練に積極的に参加するよう、呼びかけ等を実施する。

自治振興課
県

５　通訳・翻訳ボランティアの確保

市及び県は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に努める。

第５節　帰宅困難者支援への備え

市は、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への支援策を関係機関と研究・協議し、実施していく。

第１　基本方針

１　帰宅困難者の定義

風水害や地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

２　徒歩帰宅の心得７カ条

危機管理課

大規模な災害が発生した直後には「むやみに移動を開始しない」といった災害時の行動ルールとともに、日ごろから「徒歩帰宅の心得７カ条」の普及を図る。

徒歩帰宅の心得７カ条	
＜留まる＞	１　連絡手段、事前に家族で話し合い
	２　携帯も、ラジオも必ず予備電池
＜知　る＞	３　日ごろから、帰宅経路をシミュレーション
	４　災害時の味方、帰宅支援ステーション
＜帰　る＞	５　職場には、小さなリュックとスニーカー
	６　帰宅前には、状況確認
	７　助け合い、励まし合って徒歩帰宅

第２　帰宅困難者への対応

１　帰宅困難者への啓発等

危機管理課

（１）市民への周知

市は、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、分散帰宅や「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル１７１や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

（２）事業所等への要請

市は、職場や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体等を通じて次の点を要請する。

・施設の安全化　・災害時のマニュアルの作成　・飲料水、食料の確保
・情報の入手手段の確保　・従業員等との安否確認手段の確保
・災害時の水、食料や情報の提供　・仮宿泊場所等の確保

危機管理課
鉄道事業者

２　企業等における対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル１７１や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

危機管理課
鉄道事業者

３　帰宅困難者の一時滞在施設の確保

市は、JR 鴻巣駅、北鴻巣駅及び吹上駅と帰宅困難者対応に関する協定を締結している。地震の発生により鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合は、協定に基づき、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための補助避難所を開設する。

第３章　市民の災害時の生活安定に対する備え

第１節　食料・生活必需品等の備蓄・調達

大規模な災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、最低限の食料、生活必需品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

第１　備蓄計画

１　備蓄量等の検討

危機管理課
商工観光課
農政課

市は、被害想定等をもとに、備蓄計画等を策定し、備蓄が必要な品目、数量等を検討し、市が備蓄すべき品目、数量の適正化に努める。なお備蓄計画等の策定においては次の点に留意する。

- 想定される災害の種類と対応
- 備蓄すべき品目と事業者の協力により対応する品目
- 発災時の人口、昼夜間増減
- 備蓄場所
- 乳児や高齢者等の要配慮者及び女性にも配慮した物資

２　食料の備蓄

危機管理課
農政課
県

市・県及び市民は、それぞれ分担し、６日分に相当する食料を目標に備蓄するものとする。市民は、食料や飲料水などは普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。

なお、災害時の食料給与の対象者は、避難住民、災害救助従事者及び帰宅困難者とし、市の備蓄目標は、地震被害想定である「東京湾北部地震」によるピーク時の避難住民、災害救助従事者及び帰宅困難者に必要な食料とする。市及び県が備蓄する食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、主食品（アルファ米・乾パン・おかゆ・クラッカー等）、乳児食（粉ミルク等）、その他（缶詰・レトルト食品等）等とし、アレルギー対応を考慮する。

供給対象者	市・県	市民	合計
避難住民	３日分	３日分 （推奨１週間）	６日分
災害救助従事者	６日分	－	６日分
帰宅困難者	１日分	－	１日分

◆食料備蓄目標量

項目	避難住民	災害救助従事者	帰宅困難者
供給対象者	53 人	1,400 人	7,780 人
供給対象者食数（１人／１日）	３食	３食	３食
備蓄目標数量	53 人×3 食×1.5 日分≒239 食	1,400 人×3 食×3 日分≒12,600 食	7,780 人×3 食×1 日分≒23,340 食

危機管理課
商工観光課

３　生活必需品の備蓄

市は、災害によって避難した者、住家に被害を受け生活必需品を喪失した者、物資の販売機構の混乱により生活必需品を入手することができない者等に対し、貸与、提供するため、生活必需品の備蓄に努める。

備蓄する品目は、寝具・肌着・食器・日用品・光熱材料・自動ラップ式トイレ等とする。

市民は、防災設備（消火器、感震ブレーカー）の設置に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低３日間（推奨１週間）分を目標）を行い、自動車へのこまめな満タン給油を心がけるものとする。

危機管理課
商工観光課
農政課

４　最悪の事態を想定した備蓄

市内には綾瀬川断層帯があり、想定される最大の地震は関東平野北西縁断層帯地震の震度７が想定されている。この地震が発生した場合、家屋の全壊が 6,300 世帯、半壊が 7,553 世帯、避難者が最大 25,658 人と想定されている。市は、想定しうる最大級の被害に備え、食料・生活必需品等の備蓄を進めるものとする。

なお、備蓄にあたっては、応急的に必要な物や長期的な避難生活となった場合に必要な物等、備蓄品により性質が異なることから、避難所に設置されている防災倉庫や施設内空きスペースを活用した「分散備蓄」や、防災備蓄センターを活用した「集中備蓄」の考えを整理し、備蓄品の備蓄場所について検討する。

危機管理課

５　備蓄状況の公表

市は、市民の防災意識の向上及び家庭備蓄の促進を図るため、食料、飲料水、生活必需品その他の災害用備蓄物資の品目及び数量、保管場所等の備蓄状況について、年に１回、市ホームページ等により公表するものとする。

第２　食料・生活必需品等の調達・輸送

１　調達方法

危機管理課
商工観光課
農政課

長期保存が困難な食料・生活必需品及び防災資機材など、市が備蓄するのに適さないものについては、生産者、販売業者と十分協議し協力を得るとともに、それらの協力を円滑に行うため、協定の締結に努める。

また、食料については、アレルギーや疾病等によって、食に配慮を要する人向けの食品、生活必需品については、男女共用だけでなく、女性専用など、性差を考慮した備蓄及び調達に努める。

◆生活必需品

・毛布、タオル　・下着、靴下　・簡易食器　・懐中電灯　・ラップフィルム
・おむつ（子供用、大人用）　・生理用品　・石鹸　・ウェットティッシュ
・使い捨てトイレ、自動ラップ式トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品
・更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り　・マスク、防塵マスク、消毒液

２　食料・生活必需品等の輸送体制の整備

危機管理課
運送事業者
県

市は、災害時に調達した食料、生活必需品等が生産者、販売業者等から市の集積地、避難場所等に円滑に輸送できるよう、輸送に関して、生産者、販売業者、輸送業者との協力体制の強化に努める。

市及び県は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第３　石油類燃料の調達・確保

危機管理課
資産管理課

市は、災害時に特に重要な施設及び緊急車両への石油類燃料の供給体制について、平時から災害時応援協定締結先等と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努めるとともに、災害時に特に重要な施設に石油類燃料の供給ができるよう石油販売業者との協定締結に努める。

第２節　応急給水体制の整備計画

大規模な災害により水道施設に被害が生じ断水となった場合に備え、応急給水体制の整備を図る。

第１　飲料水の確保

水道課
危機管理課

１　給水量の確保目標

市は、被害想定、断水世帯想定等をもとに、応急給水計画等を策定し、配水池、貯水槽、配水池、耐震性貯水槽、防災井戸等により、１人１日３L の必要な給水量等を確保するよう努める。

危機管理課

２　飲料水の備蓄

市民は、１人１日３L、最低３日分を目標にペットボトル等の飲料水の備蓄に努める。市は、市民に対して、飲料水などの備蓄について、広報紙等により周知する。

第２　応急給水資機材の備蓄・調達

水道課

１　給水資機材の整備

市は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、給水車・給水タンク・ポリ袋・緊急用浄水機等の応急給水に必要な資機材の備蓄に努める。

水道課

２　応急給水資機材の調達体制

市は、大規模な災害等により、応急資機材が不足した場合に水道関連事業者等から必要な資機材を調達できるよう、水道関連事業者等との連携の強化に努める。

水道課

３　配水池等の耐震化

市は、応急給水の必要水量を確保するため、配水池等の耐震化を図る。

水道課

４　検水体制の整備

市は、災害時においても安全な水道水を提供するため、原水及び浄水の水質検査が実施できるよう民間業者等と連携して検水体制を整備しておく。

第３節　環境衛生に対する備え

市は、災害時に円滑に防疫活動が実施できるよう、防疫資機材の備蓄、活動体制の整備に努めるとともに、災害時に関係機関、民間事業者等から速やかに調達できるよう、調達体制の整備に努める。

第１　遺体の埋・火葬に対する備え

１　資材の確保

危機管理課
市民課

市は、災害時に棺、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他市区町村との協定を締結するなどの事前対策を実施する。

２　遺体収容所の確保

危機管理課
市民課

大規模な災害時には死者が多発し、火葬場の処理能力が追いつかない場合が想定される。そのため、あらかじめ次の施設を候補として、一時的に遺体を収容し、適正な取り扱いができるよう、資材などを備蓄するとともに、施設管理者と協議を行い、遺体安置に関する役割分担を明確にする。

ただし、災害による死者が少ない場合には、民間の葬祭業者の協力を得て遺体収容所を確保できるように協定等の締結を検討する。

◆遺体収容所

施設名	所在地	連絡先
川里農業研修センター	関新田 1800	048-569-1763

３　火葬場の確保

危機管理課
環境課
市民課

市は、災害時の火葬場の確保のため、県央みずほ斎場と連携するほか、市内葬祭業者や近隣の火葬場等と協定を締結し、迅速に埋・火葬が行えるよう努める。

第２　防疫・衛生に対する備え

１　防疫体制の整備

健康づくり課

市は、災害時において迅速な防疫活動ができるよう、防疫活動計画を策定して防疫班の組織を明確にし、所要人員の動員計画を作成するなどの対策を講じる。

また、関係事業者（団体含む。）あるいは他の自治体と災害時における防疫協力体制を整備する。

２　防疫用薬剤及び資機材の整備

健康づくり課

市は、災害時の防疫活動に必要な消毒機材の整備及び薬剤の確保に努める。

また、職員に対し機材・薬剤の使用方法について周知徹底を図る。

第３　災害廃棄物等の処理に対する備え

被災地のし尿、生活ごみ、がれきの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

１　し尿処理対策

環境課

（１）し尿処理施設の機能確保要請

災害による、し尿処理施設の被害軽減を目指し、北本地区衛生組合施設の保全・整備、災害発生直後の施設の安全確認などに関する災害時維持管理マニュアルの作成を検討する。

また、被害想定の見直し等により、発生する想定量が変動する場合があるため、円滑な処理体制の確保に努める。

（２）収集体制の確保要請

市は、災害時に、通常時のくみ取り世帯以外に避難所開設やライフラインの被害により、仮設トイレのくみ取り作業が予想されることから、収集作業における収集・搬入道路の確保、作業車の燃料確保手段等の検討を行う。

そのため、市災害対策本部と北本地区衛生組合は連絡を密にし、避難所における仮設トイレの整備状況など情報の共有化を図る。

また、市内くみ取り業者との災害時応援協定、災害時の連絡・収集体制を整備し、収集作業を迅速に行えるように努める。

（３）広域処理体制の確保

北本地区衛生組合し尿処理施設の破損及び処理能力を超える量のし尿の発生、また、市内くみ取り業者の被災による収集業務の低下が予想される。

このことから、し尿処理施設を保有する近隣市町や民間廃棄物処理施設との協力体制、収集運搬作業に伴う他市町からの応援体制の確保、作業マニュアルについて検討を行う。

（４）仮設トイレ等の確保

下水道機能支障人口及び避難者数から必要な仮設トイレ数を把握し、各指定避難所等の仮設トイレ（障がい者用を含む）を確保する。

仮設トイレが不足する場合に備え、相互応援協定を締結している市区町村の保有台数を把握するとともに、取扱事業者との協定締結についても検討する。

２　ごみ処理対策

環境課

（１）ごみ処理施設の確保

家庭ごみは、基本的に平常時と同様の各廃棄物処理施設へ搬入する。施設の被災等により施設への搬入が困難な場合、家庭ごみは市の不燃物ストック場等で保管し、施設が復旧した時点で各施設へ搬入する。

あらかじめ搬送先となりうる施設について整理をする。

（２）収集・運搬車両の確保

災害発生直後は、ごみの収集・処理システムの混乱が予想される。そのため、当初からの分別収集が後の適正な処理・処分に影響することを勘案し、災害時の分別収集体制をあらかじめ確保しておく。

収集・運搬車両の確保には、民間事業者の協力が不可欠であることから、発災時に備え、民間事業者との協議を行う。

（３）収集・運搬計画の作成への備え

発災後の家庭ごみの分別区分は、基本的に平常時の分別区分に準じ、避難所ごみの分別区分も可能な限り平常時の分別区分に準じることとする。あらかじめごみの区分に応じて、災害初動期、応急復旧時の分別・排出のルールを定めておく。

３　災害廃棄物処理対策

環境課

（１）広域処理体制への備え

市の廃棄物処理体制は、埼玉中部環境保全組合及び彩北広域清掃組合によるごみ処理施設で広域的に対応しているが、災害発生時には当該施設の処理能力を超える災害廃棄物の排出が見込まれるため、埼玉県清掃行政研究協議会の相互支援要綱や、

同協議会と埼玉県一般廃棄物連合会との協定の活用など、県、近隣市町及び民間の廃棄物処理業者などと連携を図る。

（２）仮置場の確保

災害時において発生する倒壊建物などからのがれきは、仮置場に搬入する必要があるため、市では公有地の活用を検討する。

災害廃棄物の発生量予測を踏まえ、仮置場として、民有地などについて緊急時に活用できるよう利用の可否の調査や土地所有者への協力要請を行う。

仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。

仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

（３）収集・運搬車両の確保

発災時には、災害廃棄物処理計画を踏まえ、推計した日運搬車両台数に基づき、必要な車両台数を確保する必要がある。

家庭ごみや避難所ごみと同様に、発災時の収集・運搬車両の確保には、民間事業者の協力が不可欠であるため、発災時に備え、あらかじめ民間事業者と発災後の連絡体制や調整方法等を協議しておく。

（４）仮置場の運営管理への備え

仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営体制を検討する。

また、仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備するとともに、応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

第４節　住宅確保に対する備え

第１　被災住宅などの応急措置体制の整備

１　被災住宅などの応急措置体制の整備

建築住宅課

被災建築物の応急危険度判定、被災度区分判定及び被災宅地危険度判定を行うための体制整備を図るとともに、二次災害により倒壊のおそれのある建物などによる事故防止のための住民への広報活動などを行う。

また、関係機関と連携し、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行うなどの運用体制の確立に努める。

さらに、庁内で被災建築物応急危険度判定士資格及び被災宅地危険度判定士資格の取得を奨励し、判定士の確保に努める。

２　応急危険度判定用資材の整備

建築住宅課

被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に使用するため、建築物や宅地の「応急危険度判定調査票」及び「判定ステッカー」、ヘルメットや腕章など、必要な備品を備蓄するとともに、使用方法の習熟を図る。

３　応急修理資機材の調達体制の確立

建築住宅課

災害時に迅速な応急復旧活動が行えるよう、建設業者との資機材の調達に関して協力が得られる体制整備に努める。

４　関係機関との協力体制の確立

建築住宅課

鴻巣市建設業協会との協定を締結し、協力して応急修理が行えるよう、協議・検討する。

５　災害による住家の被害調査体制の確立

建築住宅課

被害家屋調査の実施に備え、必要備品、地図などの携行品を確保するとともに、ボランティア調査員(民間建築士など)の確保のための体制整備に努める。

第２　応急仮設住宅建設体制の整備

建築住宅課
資産管理課

１　用地の確保

（１）応急仮設住宅適地の基準

災害時の応急仮設住宅の確保は県が行うものであるが、市は、応急仮設住宅の建設可能候補地をあらかじめ検討しておくことにより、県が行う応急仮設住宅の建設等を補助する。

用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。適正な用地の選定基準を、以下に示す。

① ガス、水道、電気など供給施設の敷設可能な場所
② 交通機関、教育施設などの利用に便利な場所
③ 保健衛生上適当な場所
④ できる限り住居地域と隔離していない場所

（２）応急仮設住宅建設候補地の選定

応急仮設住宅建設候補地の選定については、前項の基準に従い市の公有地及び建設可能な私有地の中から必要用地を選定する。

なお、被害が大規模な場合、想定以上の応急仮設住宅が必要とされる場合もあることから、できる限り多くの用地確保に努めるものとする。

建築住宅課

２　災害時住宅供給計画の策定

次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画を策定する。

① 応急仮設住宅の着工時期
② 応急仮設住宅の入居基準
③ 応急仮設住宅の管理基準
④ 要配慮者に対する配慮

建築住宅課

３　関係機関との協力体制の確立

プレハブ建築協会や市内の建設業者などと協定を結び、災害時の円滑な協力体制の確立に努める。

第４章　事業所等の事業継続に対する備え

第１節　事業所等における防災組織等の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

市は県と連携して、市内に立地する企業等における防災組織の育成指導を図るとともに、企業等における事業継続のための取組を支援する。

また市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第１　企業等における防災教育

統括班
事業者

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

市は県と連携して、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第２　企業等における防災体制の充実

事業者

市は、各企業が設置する自衛消防組織と連携を図り、被害の拡大を防止する。企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロール（事前の損失の抑制対策）とリスクファイナンス（災害発生後の企業の財務面におけるリスク対策）の組み合わせによるリスクマネジメント（損失を最小化し、企業の価値を維持・増大するための経営管理手法）の実施に努めるものとする。具体的に、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン（製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れ）の確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従

事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第３　危険物等関連施設の防災対策

統括班
県

市（一部の高圧ガス等は県）は、危険物等関連施設の管理者に対し事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、県は高圧ガス等の保安団体に対し、防災訓練の実施などの防災活動に関する助言・指導を行い、育成・強化を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第４　学校等の防災計画

学校管理者

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校等の実態に即した適切な防災計画を立てる。

○ 防災計画

学校等は災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画の作成に当たっては、公立小中学校管理規則に従って計画される学校の防火及び警備の計画との整合を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

○ 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び市並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

○ 防火管理

災害に伴う二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

・日常点検の実施

　職員室、給食調理室、理科室及び家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

・定期点検の実施

　消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

○ 防災教育

　学校における防災教育は安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

・学校行事としての防災教育

　防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。

　また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、ＡＥＤ研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

・教科目による防災教育

　社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

・教職員に対する防災研修

　災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

第５章　応援・受援計画

市は、応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。応援職員を受け入れる際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第１節　国からの支援受入れ

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、又、その他必要な災害活動の斡旋を行う権限を有している。

第１　受入れ体制の確立

統括班

市は、県との相互の連絡を密にして大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

想定される応援の例は以下のとおりである。

- 国によるプッシュ型の物的支援
- 新物資システム（B—PLｏ）を活用したプル型の物的支援
- 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- 総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処置 等

消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。このほか、防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図る。平常時から訓練及び情報交換等を実施するとともに、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

第２　市が行う活動

１　埼玉県への支援要請

統括班

市は、国からの支援を必要とする場合、県に支援を要請する。

（１）自衛隊への災害派遣要請

（２）警察への広域緊急援助隊の派遣要請

（３）消防への緊急消防援助隊の派遣要請

２　受入れ体制の整備

統括班

（１）情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制

（２）応援部隊が被災地で活動するための活動拠点の選定

３　支援受入れの対応

統括班

（１）受入れ窓口の設置

（２）支援の範囲又は区域の選定

（３）担当業務の伝達

（４）支援の内容の伝達

なお、受入れが長期にわたる場合、市は支援要員の宿泊のため、市有施設の提供、周辺市町との調整、民間施設の借り上げ等の措置を講じる。

また、食料の調達、移動手段の確保、健康管理等にも配慮するものとする。

第２節　地方公共団体からの支援受入れ

大規模な災害に際して、救援活動に専門的な知識又は技術が必要な場合、広範囲又は長期に及ぶ場合、多くの地域からの人員や支援物資等の支援を円滑に受け入れるための対策をあらかじめ定める。

第１　受入れ体制の確立

他の地方公共団体の、専門的技術及び知識を有する職員や支援物資等を受け入れるため、県及び市が連携し、体制を確立する。

１　受け入れる支援体制の種類

統括班

（１）法律に基づく都道府県、市町村からの支援受入れ
（２）全国市長会からの支援受入れ
（３）協定等に基づく都道府県、市区町村からの支援受入れ

２　受け入れる支援の種類

統括班

（１）災害救助に関連する業務
　例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供・確保等
（２）医療支援に関連する業務
　例：医療班、場外離発着場の提供等
（３）被災生活の支援等に関連する業務
　例：物資の支援、応急危険度判定等
（４）災害復旧・復興に関連する業務
　例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉

第２　市が行う対策

１　受入れ体制の整備

統括班

受入れ窓口を設置し、他の地方公共団体の職員等を円滑に受け入れるため、次の体制整備の検討を行う。

（１）情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制
（２）他の地方公共団体と緊急輸送道路、備蓄状況などの情報の共有
（３）他の地方公共団体と連携した防災訓練の実施

２　受入れ対応

統括班

（１）受入れ窓口の設置
（２）受け入れる支援の範囲、区域の選定
（３）担当業務の伝達
（４）受け入れる支援の内容の伝達
（５）輸送手段及び輸送路の確保
（６）応援隊宿営場所の確保
（７）支援物資集積拠点の開設及び配送計画

なお、市は他の地方公共団体等と災害時の活動に関する相互応援協定を締結しており、災害時の応援要請手続き円滑化のために、覚書や協定書において定めた応援内容及び要請手続きの確認、要請手続きのマニュアル化、申請書類の様式化を行う。

また、資機材の提供に関する協定を締結する際に、各種資機材の技術仕様等の情報交換などを行っておく。

３　広域避難への対応

統括班

本市が、甚大な被災を受け、又は放射能その他の危険物により、長期間にわたり、市外（県外）に避難を余儀なくされた場合に備え、首都圏や関東圏域を超えた広域的な相互応援協定の締結を検討する。

さらに、避難における移動手段等の各種支援についても検討しておくものとする。

第３節　ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生した場合には、全国から集まるボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティアグループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。

第１　ボランティア受入れ体制の確立

市は、市外からのボランティア等（一般及び専門活動）を円滑に受け入れるため、市社会福祉協議会、日本赤十字社埼玉県支部、県社会福祉協議会、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）などと連携し、災害ボランティアの受入れ体制を確立する。

１　構成機関と連携

福祉班

災害ボランティアセンターの運営は、ボランティア団体等の協力の下に、市社会福祉協議会が行う。市は、市災害ボランティアセンター及び地区災害ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されるよう、支援団体や行政機関及び関係機関等との連絡調整等を図る。

２　ボランティアの種別

全班

災害時には、介護や通訳、建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、市の各部及びボランティア関係団体等は専門家による災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

第２　災害ボランティアセンターの設置・運営

１　ボランティアセンターの設置

福祉班

市は、市社会福祉協議会、彩の国会議と連携を図り、市災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターは、総合福祉センター及び、必要に応じて吹上地域及び川里地域に地区災害ボランティアセンターを設置し、情報提供や必要な支援を行う。

２　ボランティアセンターの運営

福祉班

市災害ボランティアセンター及び地区の災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が主体となり、ボランティア団体等の支援を受け、運営を行う。

第４節　公共的団体からの支援受入れ

地震災害・風水害・その他大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。そのため、国内の公共的団体からの組織的支援を、他機関との連携により円滑に受け入れる。

第１　受入れ体制の確立

市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため、団体の取組等を支援・指導するとともに、相互の連絡を密にすることで災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制を整える。

１　本市が行う対策

統括班

市内の団体または所掌事務に関係する公共的団体に対して、あらかじめ応急対策等に関する協定を結ぶなど、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

２　公共的団体と活動

統括班

（１）公共的団体

公共的団体とは、赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会等商工関係団体、建設・工事関係団体等を想定する。

（２）求められる公共団体の協力活動

これらの団体が行う活動、協力業務は以下のとおりである。

① 異常現象、危険な場所などを発見したときに関係機関へ連絡すること
② 災害発生時における広報などに協力すること
③ 避難誘導及び避難所での救援に協力すること
④ 被災者の救助業務に協力すること
⑤ 炊き出し及び救援物資の調達配分に協力すること
⑥ 被害状況の調査に協力すること
⑦ 医療品・寝具の調達に協力すること
⑧ その他必要な協力事項が発生したときに協力すること

第５節　店舗など事業者との協力

第１　事業者との応援協力協定の締結

統括班

大規模災害時に市が行う応急・復旧対策業務に関して、市内で営業する事業者から必要な物資、資機材などを、積極的かつ優先的に供給を得られる体制の確立に努める。

第２　地域防災貢献事業所登録制度等の活用

統括班
県

市では、平成 26 年 3 月に「鴻巣市地域防災貢献事業所登録制度」を定め、地震等の大規模災害発生時において、地域防災活動に貢献する意欲のある事業所の持つ資源や能力の提供を受ける体制の整備を図ったところである。

また、県では、「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」により、企業・事務所が災害時に地域と協力して防災・救助活動などを実施する体制を整備している。

今後こうした制度を有効に生かし、平時より市内事業所との協議・調整を図り、災害時の協力体制の強化に努める。

第６節　災害応援

第１　災害応援の基本的考え方

統括班

市域外において発生した大規模な地震災害・風水害・その他災害に対して、災害対策基本法第 67 条及び自治体間の災害時応援協定又は人道上の配慮から、被災自治体に対して被災地支援、避難者の受入・支援等を実施する。

災害応援の実施に際しては、被災した地域の事情や要望についての情報を十分に調査した上で、被災地支援会議を設置し、実行可能な範囲で的確かつ効果的な支援を行う。

また、支援の効果を有効に発揮させるためには、そのタイミングも重要な要素となり、緊急性が要求されるものについては、的確な時期に実施されるよう手続き上の遅延を排除するよう配慮する。

さらに、これらの支援は法的根拠に基づいて義務的に実施するものではなく、被災地域と被災者の応急・復興活動を的確に支援することにより、各市等がそれぞれの経験から相互に活動を行う姿勢を持つことになり、結果的に本市の危機管理や災害時の復旧・復興に有効に反映される。

第２　災害応援の準備

１　災害情報の収集

統括班

被災地支援対策会議を設置することが必要な大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応援活動を円滑に実施するため、災害の発生状況について必要な情報の収集を行う。

特に被害の状況、被災者や指定緊急避難場所・指定避難所の状況、被災地で不足する物資や人材等の情報を収集するため、先遣隊を派遣し、報告に基づき、効果的な支援を行うための分析を行う。

支援対策会議の座長は、先遣隊の報告に基づき、災害応援活動の準備を指示する。

災害応援活動に関係する市の各部及び防災関係機関においては、速やかに災害応援活動が実施できるよう対応しなければならない。

また、市の各部の通常業務に支障の無い範囲で、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、支援時の業務実施の手順や形態について検討する。

２　被災地支援対策会議

統括班

被災自治体から支援の要請があった場合又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、被災地支援対策会議を設置することができる。

被災地支援対策会議の設置基準は次のとおりとする。

（１）災害時における相互応援協定等を締結している市町村の地域で災害が発生し、その災害の規模が被災市町村で対処できないものであると判断したとき。

（２）市域外において甚大な地震災害・風水害・その他災害による被害が発生したとき。

３　被災地支援対策会議の組織・運営

統括班

（１）被災地支援対策会議は、副市長、その他副市長が指定するもの及び関係する部長で組織する。

（２）会議は、副市長が座長となる。

（３）被災地支援対策会議に関する事務は、危機管理課が所管する。

（４）被災地支援対策会議を開催・設置したときは、防災関係機関に通知する。

（５）被災地支援対策会議の組織及び運営については、別にマニュアルを定める。

（６）被災地の被害が大きく当該の自治体や関係機関が機能不全となり支援要請が的確に提出されないような場合の処置、適宜有効な支援を実施するために支援内容の決定手続きが遅延しないよう手順等についての検討を行う。

４　被災地支援対策会議の解散

統括班

座長は、次の全てに該当する場合は、被災地支援対策会議を解散する。

（１）被災地域において、大規模な地震災害・風水害・その他災害等のおそれがなくなったとき。

（２）災害応援活動の必要がなくなったとき。

５　被災地支援対策会議の協議事項

統括班

被災地支援対策会議の協議事項は、主に次のとおりである。

（１）被災地からの支援（応援）要請の有無とその対応

（２）関係機関からの支援（応援）要請の有無とその対応

（３）支援（応援）内容の決定

（４）支援（応援）要請が無い場合の処置や実施の方法

（５）支援（応援）を有効にするための的確な実施時期・手順、等

６　市の各部における災害応援活動の準備

統括班

被災自治体から支援の要請があった場合又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、市の各部は、実行可能な災害応援活動をそれぞれ準備する。

応急時に市の各部が行う支援の内容は、原則として本市地域防災計画に示した「災害対策に関わる事務分掌」に基づくものとするが、被災地の状況により有効と考えられる支援で、かつ、市の各部が実行可能なものがあれば、支援要請の有無にかかわらず、積極的に支援の実施の検討を行う。

復旧・復興時においては、被災自治体のマンパワー不足も大きな問題となり、行政事務処理のプロとして職員の人材派遣を行うことも有効である。

第３　災害応援活動の展開

１　支援物資の確保・搬送

生活物資班
統括班

被災地において、災害用資機材、生活物資等が不足し、その調達が困難な場合、被災自治体の要請を受けて、必要な物資を収集・確保し、被災地に搬送する。

被災地に搬送する資機材、生活物資等については、本市で保有する備蓄品等を流用して確保するものとするが、不足の場合は可能な範囲での調達も検討する。また、一般市民からの支援物資を受付け、これらを被災地で配給可能なように仕分け・梱包し、被災地に搬送する。

なお、応急時の水・食料の運搬等には緊急輸送道路や高速道路を優先的に通行する必要があり、これらの通行証等についても遅滞なく発行できるように手順等を検討しておく。

また、本市が行う支援物資の確保・搬送活動に必要な搬送車両の提供や運転ボランティア等の協力を申し出る民間企業・個人については、原則として本市がこれらの受入れを行い、実施する活動の中に組み込むものとする。

２　災害応援活動の広報

情報収集班
福祉班
生活物資班

被災地における応急活動・復旧状況や、本市が実施する災害応援活動について広く市民に広報活動を実施する。

本市が行う活動の広報に加え、市民が災害応援活動を行う場合のボランティア受入情報、物資受付情報、被災地で必要としている支援の状況等についても広報する。

また、個人の行う被災地支援のボランティア活動の留意点を広報し、市民の支援活動についての知識の啓発・普及を図る。

・ボランティア活動は自己完結型で行う
・支援物資は相手先を考えて仕分け梱包する
・支援を受ける側の心情に配慮する　等

３　義援金等の募集

福祉班

被災地支援対策会議は、被災者の生活再建に役立てるため、関係団体と連携し、義援金の募集を実施し、被災自治体に送達する。

被災地支援対策会議は、義援金会計を明らかにするとともに、募集状況について、適宜、市議会などにおいて報告する。

義援金は被災地を中心とした配分委員会等で被災者に公平に配分されるため、手続きに時間がかかることがある。復旧・復興に緊急に資金を必要とする被災地については、支援金の募集・支援も検討する。

４　職員の派遣

職員班

市長は、被災自治体の要請に基づき、災害応急対策や被害復旧などの災害業務に従事させるため、職員の派遣をすることができる。

しかし、復興に数か月～数年かかることも考えられるため、長期的に持続可能な方法を検討し、継続的な支援を行うことが必要となる。

また、市の各部の通常業務に支障の無い範囲で、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、災害時等緊急時の無給休暇の付与等の制度の必要性も考えられる。

また、派遣職員の体調管理やメンタルケア等の健康管理にも配慮する。

５　民間ボランティアの派遣

福祉班

被災自治体の要請に基づき、社会福祉協議会との連携により、ボランティアを募集し、被災地へ派遣する。

ボランティアは基本的に自己完結型とするが、本市は可能な範囲で、ボランティア活動に対する支援を行う。

６　行政事務の支援

職員班
システム班

災害時に需要が増大する行政事務等に従事させるため、被災自治体の要請を受けて、事務支援や職員の派遣を通して、被災自治体の行政事務の支援を行う。

また、インターネット等により行政データの安全な共有が可能な条件下であれば、データ処理等の一部の行政事務については、部分的に代行が可能である。本市は、これらの行政事務について、可能な範囲で支援を行うものとする。

７　災害廃棄物の受入れ等

環境衛生班

災害時に、がれきや指定緊急避難場所・指定避難所のごみ等の災害廃棄物が大量に発生した場合は、被災地域だけでは処理ができない場合がある。

市は、これらのがれき等災害廃棄物について、被災地域等から要請があった場合は、可能な範囲での受入れを検討する。

８　派遣従事者のメンタルケア等

職員班

被災地での支援業務は、通常の状態とは異なる状況下での作業となり、過度のストレス等が予想されることから、派遣従事者に対しては、継続的に体調やメンタル面での保健指導を実施する。

第４　相互応援協定の発動

統括班

災害時相互応援協定に基づき、原則として被災自治体の支援要請に応じて支援活動を実施する。

被災自治体と連絡がとれない場合、被災状況や応急活動の状況を勘案し、要請を待たずに必要な応援出動を行うことを検討する。

また、各種団体・企業等と締結している災害時応援協定を活用し、協定締結団体等と協議し、本市が実施する災害応援活動の支援・強化を図る。

第５　被災者の生活支援

統括班
福祉班
保健医療班
生活物資班
住宅応急復旧班
教育班

東日本大震災等の過去の災害経験を踏まえ、市内における高齢者・障がい者などの福祉施設において被災者の受入れや、市営住宅の提供や民間借家の斡旋等、被災者の生活の場の確保について検討する。併せて、生活資金の貸付や生活用品の調達などの支援を実施する。

福島第一原子力発電所の事故の影響で放射能汚染地区となった地域からの避難者のように、他地域への避難が長期にわたる場合があることが考えられ、一時的な避難支援に止まらず、子どもの教育支援、生活基盤となる就労支援等についても検討しておく。

また、被災地域の地域性や被災者のメンタルケアにも配慮した、被災者の受入れに対する市民の理解も重要な要素となる。

本市はこれらの事項について、国、県、その他関係機関と連携を取りながら対処していくものとする。

第６章　災害復旧・復興対策

市は、災害発生直後において、市民の生命の安全確保や被災生活の安定支援といった応急対策を優先して実施したのち、被災した市民の生活再建、公共施設復旧対策、さらに同様の災害の発生防止や将来の災害に備えるため、被災地域の復興に取り組む。

第１節　生活再建等への支援

住宅や家財の喪失など災害により多くの市民が被災した場合、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

社会混乱は、速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となるため、被災者の生活再建等の措置を行い市民生活の安定を図る。

第１　被害の調査と証明書の発行

１　建物被害調査

被害認定調査班

被害認定調査班は、建物被害状況を迅速に把握するために、住宅の被害調査を実施する。

２　被災者台帳の整備

統括班

統括班は、本部に集約された被害情報に基づき、「被災者台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対してこの「被災者台帳」により確認を行う。

３　罹災証明書の発行

被害認定調査班
県

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものである。

市は、建物被害調査結果に基づき、罹災証明発行手続により罹災証明書を速やかに発行する。住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

効率的な罹災証明書の交付のため、市は事前に当該業務を支援する被災者支援システムの活用について検討し、県が実施する住家被害の調査の担当者のための研修等への参加を通じて、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

４　被災証明書の発行

被害認定調査班

被害認定調査班は、建物以外の動産の被害に関する証明を求められた際は、被災証明発行手続により被災証明書を速やかに発行する。

第２　義援（見舞）金品の受入・配分計画

１　義援金品の受付

コールセンター班
福祉班
生活物資班

日本赤十字社埼玉県支部は、義援金品の募集目標、義援品の種類、受付方法及び受付期間等を定めて義援金品の受付を実施する。

市は、全国的に受付する必要があると認められるときは、市福祉協議会と連携して、日本赤十字社本社を通じて各都道府県支部に受付を依頼するほか、市の受付窓口、義援金受付専用口座を開設する。

２　義援金品の受入

コールセンター班
福祉班
生活物資班

市は、委託された義援金品及び見舞金を受け付け、食料、生活必需品や医薬品などについては、種別ごとに仕分けを行い、管理する。なお、仕分け作業は、必要に応じてボランティア等の協力を図りながら行う。

３　義援金品の配分

コールセンター班
福祉班
生活物資班

市は、義援金を送付した関係機関等が参加した「義援金配分委員会」を設置し、配分を検討する。検討結果を受けてから、日本赤十字社から送付された義援金を赤十字奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。

県及び日本赤十字社で受け付けた義援品のうち、市へ配分が決定された義援品は、市の指定する場所に輸送し、一般救援物資とともに速やかに被災者に配布する。

４　義援品の保管

生活物資班

市は、受付・仕分けされた義援品は、集積地等において、配分までの間、適切に保管・管理する。

第３　被災者の生活安定支援

１　被災者生活再建支援制度の概要

福祉班
被害認定調査班

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

◆被災者生活再建支援制度の概要

<table>
<tr><td>目的</td><td>被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。</td></tr>
<tr><td>対象災害</td><td>自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）</td></tr>
<tr><td>対象災害の規模</td><td>政令で定める自然災害
①　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
②　市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
③　県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
④　①又は②の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）における自然災害
⑤　５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口１０万人未満に限る）における自然災害</td></tr>
<tr><td>支援対象世帯</td><td>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの
①　住宅が全壊した世帯
②　住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
③　災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
④　大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
⑤　中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
※　全壊：損害割合50%以上
半壊：損害割合20%以上50%未満
大規模半壊：損害割合40%以上50%未満
中規模半壊：損害割合30%以上40%未満</td></tr>
<tr><td>支援金の額</td><td>支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）
①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
</table>
②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
＜全壊等＞
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>２００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
</table>
＜中規模半壊＞
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃貸（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td><td>２５万円</td></tr>
</table>
※　一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給</td></tr>
<tr><td>市町村</td><td>①　住宅の被害認定
②　罹災証明書等必要書類の発行
③　被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
④　支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付</td></tr>
<tr><td>県</td><td>①　被害状況のとりまとめ
②　災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示
③　支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付</td></tr>
<tr><td>被災者生活再建支援法人</td><td>①　国への補助金交付申請等
②　支援金の支給
③　支給申請書の受領・審査・支給決定
④　申請期間の延長・報告</td></tr>
<tr><td>国(内閣府)</td><td>被災者生活再建支援法人への補助金交付等</td></tr>
</table>

２　埼玉県・市町村被災者安心支援制度

福祉班

平成２５年９月に発生した竜巻災害において、被災者生活再建支援法では救済されない地域があるなどの不均衡が生じた。そこで、県と６３市町村が共同で埼玉県独自の総合的な支援制度を創設し、平成２６年４月１日以降に発生した災害から適用（ただし、半壊特別給付金については令和２年４月１日以降に発生した自然災害から適用。）している。また、令和２年１２月に被災者生活再建支援法が改正され、半壊のうち、住家の損害割合３０％台の中規模半壊世帯に対する支援が新たに設けられたことに伴い、令和３年４月１日から本制度においても、中規模半壊世帯に対する支援を拡大している。制度の概要は以下のとおりである。

◆埼玉県・市町村被災者安心支援制度の主な柱

埼玉県・市町村生活再建支援金 ＜被災者生活再建支援法の補完＞	住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯に、住宅の被害程度や再建方法に応じて最高300万円を給付（やむを得ず解体した半壊世帯を含む）
埼玉県・市町村半壊特別給付金 ＜災害救助法の補完＞	住宅が半壊し、住宅を補修した世帯に50万円、賃借した世帯に25万円を給付
埼玉県・市町村家賃給付金 ＜災害救助法の補完＞	「特別な理由」(※)により、公営住宅等に入居せず民間賃貸住宅に入居した全壊世帯に対し、家賃相当額を支給（対象１世帯当たり月６万円を限度に最長12か月（５人以上世帯は月９万円を限度)） ※最寄りの公営住宅に入居すると、子供の学区が変わる、かかりつけ病院が遠くなり通院が困難となる、などの理由
埼玉県・市町村人的相互応援	罹災証明書の発行に必要な住家の被害認定をできる職員などの相互派遣

３　郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

郵便事業者

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

郵便関係	①被災者に対する郵便葉書などの無償交付 ②被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 ③被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④利用の制限及び業務の停止

４　生活必需品等の安定供給の確保

生活物資班
県

市は、大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。

県は、状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

また、生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し必要に応じ、情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。

５　人権侵害等防止のための措置

コールセンター班

市は、災害時の人権侵害等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講じる。

なお、広報・啓発を行う際は、以下の方法を検討し速やかに実施する。

・インターネットによる情報提供
・リーフレット・ポスターの作成・配布
・テレビ・ラジオ番組やテレビでのスポット放映
・市広報紙への掲載

第４　被災者への融資等

１　被災者個人への融資

（１）生活福祉資金

福祉班

市社会福祉協議会は、被災した低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、民生委員の協力を得て、県社会福祉協議会の生活福祉資金申請書類等を受理する。

（２）災害復興住宅融資

住宅金融支援機構

市は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づき、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資をあっせんする。

独立行政法人住宅金融支援機構法の規定による災害復興住宅融資は、建設資金、購入資金又は補修資金がある。

♦住宅金融支援機構ホームページ
（https://www.jhf.go.jp/fukkou/index.html）

（３）災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

福祉班

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び「鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金の貸付を実施する。

制　度	対　象	支給額
災害弔慰金の支給	① 生計維持者が死亡した場合	500 万円
	② 生計維持者以外が死亡した場合	250 万円
災害障害見舞金の支給	① 生計維持者が重度の障害を受けた場合	250 万円
	② 生計維持者以外が重度の障害を受けた場合	125 万円
災害援護資金の貸付（所得制限あり）	貸付金額： 150～350 万円	

２　被災中小企業への融資

生活物資班
県

県では、災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策を実施しているほか、一般金融機関及び政府系金融機関に対し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に実施されるよう要請を行うことになっている。

市は、事業の融資が迅速かつ円滑に実施されるように埼玉県に要望するとともに、資金需要の把握、中小企業者に対する融資制度を周知する。

① 埼玉県の災害復旧貸付
② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の全部又は一部の償還免除
③ 日本政策金融公庫の災害復旧貸付
④ 商工組合中央金庫の災害復旧資金

３　被災農林業関係者への融資等

生活物資班
県

県は、災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、災害復旧関係資金、埼玉県農業災害対策特別措置条例及び農業保険法による融資等を行っている。

市は、農林業関係団体から被災状況を収集し、各種制度、措置の周知、手続きに関する相談受付などを実施する。また、農業災害補償（農業共済事業）の周知に努める。

４　被災者に対する職業あっせん等

生活物資班

市は、被災者の就職を支援するため、県の制度を活用し、高等技術専門校における職業訓練の実施や、埼玉労働局に対し、臨時職業相談窓口の設置等の再就職を促進するための措置、雇用保険の失業等給付に関する措置を要請する。

第５　税などの徴収猶予及び減免

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金などを含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

被害認定調査班

１　市税の納税緩和措置

（１）期限の延長

被災した納税義務者などが、期限内に申告その他書類の提出または市税を納付若しくは納入することができないと認められるときには、当該期限を延長する。

災害が治まった後、速やかに被災した納税義務者などの申請により、市長は納期限を延長する。

（２）徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者などが市税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請により１年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に１年以内の延長を行う。

（３）減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

① 市民税

被災した納税義務者本人または住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

② 固定資産税

被災した固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災の程度に応じて減免を行う。

③ 国民健康保険税

被災した納税義務者本人または住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

保健医療班

２　後期高齢者医療保険料の減免

被災した後期高齢者医療被保険者又は生計維持者が災害によって財産に損害を受けた場合や、収入が著しく減少した場合などで、保険料を納

付することが困難な事情にある時は、申請に基づき埼玉県後期高齢者医療広域連合に免除申請書等を提出する。

３　国民年金保険料の免除

保健医療班

被災した国民年金加入者またはその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、日本年金機構に免除申請書を進達する。

４　保育料の減免

福祉班

災害により損失を受けた場合、その損失の程度に応じて減免する。

５　介護保険料等の減免

保健医療班

災害により財産に損害を受けた場合や収入が著しく減少した場合などで、納付や負担が困難な場合には、申請により、介護保険料や介護保険サービスの利用者負担額を減免する。

６　生活保護

福祉班

被災者の生活確保のため、市は、生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対して、生活実態の把握が十分できない場合も考えられるが、被災者の特別な事情に配慮し、不足が生じないよう適切な保護を実施する。

第２節　迅速な災害復旧

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

第１　災害復旧事業計画の作成

全課

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、同様の災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおりである。

・公共土木施設災害復旧事業計画
・農林水産業施設災害復旧事業計画
・都市災害復旧事業計画
・上下水道災害復旧事業計画
・住宅災害復旧事業計画
・社会福祉施設災害復旧事業計画
・公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
・学校教育施設災害復旧事業計画
・社会教育施設災害復旧事業計画
・復旧上必要な金融その他の資金計画
・その他の計画

第２　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

また、災害に係る経費の予算措置や、特別交付税の算定基盤のなる経費のとりまとめ、災害復旧事業債の申請などと並行して、ふるさと納税の寄附の受入れ事務と、受領証明書・礼状の発送についても実施する。

１　法律に基づく財政援助措置

全課
国

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- 農林水産業施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律
- 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- 水道法

２　激甚災害に係る財政援助措置

全課
県

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、市及び県は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するとともに、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

（１）財政援助措置の対象

財政援助措置の対象は次のとおりである。

〇公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- 公共土木施設災害復旧事業
- 公共土木施設復旧事業関連事業
- 公立学校施設災害復旧事業
- 公営住宅災害復旧事業
- 生活保護施設災害復旧事業
- 児童福祉施設災害復旧事業
- 幼保連携型認定こども園・みなし幼保連携型認定こども園災害復旧事業
- 老人福祉施設災害復旧事業
- 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- 障害者支援施設災害復旧事業
- 婦人保護施設災害復旧事業

・感染症指定医療機関災害復旧事業
・感染症予防事業
・私立幼稚園災害復旧事業
・堆積土砂排除事業
・たん水排除事業

○農林水産業に関する特別の助成

・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
・開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
・土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
・森林災害復旧事業に対する補助

○中小企業に関する特別の助成

・中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

○その他の財政援助及び助成

・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
・私立学校施設災害復旧事業に対する補助
・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
・水防資材費の補助の特例
・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

（２）激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

（３）激甚災害指定の促進

知事は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。

第３　災害復旧事業の実施

全課
県

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

災害復旧事業は、事業費が決定され次第速やかに実施できるよう体制等を整えるとともに、災害復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努め、労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第３節　計画的な災害復興

復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障がい者等あらゆる市民が住みやすい共生社会を実現する。

第１　災害復興対策本部の設置

全課

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第２　災害復興計画の策定

全課

１　災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

全課

２　災害復興計画の策定

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第３　災害復興事業の実施

都市計画課

１　市街地復興事業のための行政上の手続の実施

（１）建築基準法第８４条建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で区画整理が必要な場合は、県（都市整備部）に対して、建築基準法第８４条による建築制限区域の指定をするよう要請する。

（２）被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第 5 条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

２　災害復興事業の実施

全課

市は、災害復興に関する部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。市は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続について検討を行う。

第７章　複合災害対策

東日本大震災では、東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、県では、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、県民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させることとしていることから、市においても複合災害対策を計画する。

特に、複合災害は、単独の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

＜埼玉県地域防災計画による記載事項＞

１　基本方針

（１）人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

（２）二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、市町村が行う災害応急対策を支援し、県内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

（３）ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

２　対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、県内の災害対応資源で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、県外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、県内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

＜複合する可能性のある災害の種類＞

- 地震災害
- 風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- 大規模事故災害（大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）など

＜複合災害の対応困難性の分析＞

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の３つのパターンに分けられる。

○パターン１

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

○パターン２

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてならない状況になる。

○パターン３

県内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはいけない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

なお、いずれのパターンにしても、近隣都県が同時被災する可能性を含んでおり、近隣都県からの迅速な支援が得られない可能性がある。

第１節　予防・事前対策

危機管理課

１　複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発生する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関の間で共有するとともに、市民に対して周知する。

危機管理課
県

２　複合災害発生時の被害想定の実施

県及び市は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

危機管理課
県

３　防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないよう防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。また、県及び市、防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

危機管理課
ICT 推進課

４　非常時情報通信の整備

行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

危機管理課

５　避難対策

地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土砂災害、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

健康づくり課
危機管理課

６　災害医療体制の整備

市は複合災害を想定し、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

福祉課
危機管理課

７　災害時の要配慮者対策

市は、複合災害の想定結果に基づき、洪水浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

８　緊急輸送体制の整備

危機管理課
道路課
国
県

市は、県及び防災関係機関と連携し、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

市及び県は，多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、飛行場、場外離発着場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等）について把握・点検する。

また、国、県及び市は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

第２節　応急対策

１　情報の収集・伝達

統括班
県

県及び市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

２　交通規制

道路等応急復旧班

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

３　道路の修復

道路等応急復旧班

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

４　避難所の再配置

教育班
生涯学習班
統括班

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。